



# 埼玉県報

第 2 5 1 1 号  
平成 2 5 年 7 月 2 3 日  
火 曜 日

## 目次

### 告示

- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [肥料の登録に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [肥料登録の失効に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [森林法第189条に基づく告示\(森づくり課\)](#)
- [事務所の所在又はその業者の確知ができない宅地建物取引業者の公告\(建築安全課\)](#)
- [現場写真作成用プリントパックの購入に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道蓮田鴻巣線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道蓮田鴻巣線の供用の開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の電動式移動棚\(図書館書架、カルテ保管庫\)の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [荒川右岸流域下水道終末処理場水処理系中央監視設備改築工事に関する入札公告\(入札課\)](#)

### 雑報

- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マミーマート白岡西店

埼玉県白岡市西六丁目五番地一外

## ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前八時から午後六時

（変更後）午前六時から午後六時

## ハ 変更年月日

平成二十五年八月一日

## 二 届出年月日

平成二十五年七月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー皆野店

埼玉県秩父郡皆野町下富沢千八百三十四 一

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十五年七月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー行田藤原店A棟

埼玉県行田市藤原町二丁目一の六番地外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十五年七月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー行田藤原店B棟

埼玉県行田市藤原町二丁目二の一番地外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社クスリのマルエ 代表取締役 江黒純一

群馬県勢多郡大胡町樋越八十三

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条町加茂工業団地

（変更後）株式会社クスリのマルエ 代表取締役 江黒昭

群馬県前橋市樋越町八十三

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日外

## 二 届出年月日

平成二十五年七月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター



#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

##### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー秩父大野原店

埼玉県秩父市大字大野原六百八十二外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十五年七月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー籠原店

埼玉県熊谷市拾六間七百十一地内

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十五年七月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー幸手店

埼玉県幸手市幸手百七十五外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十五年七月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー川越山田ショッピングプラザ

埼玉県川越市大字山田字東町二千四十三 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十二者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計九者

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日外

## 二 届出年月日

平成二十五年七月十一日

## ニ 縦覧期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。



イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー川越新宿店

埼玉県川越市新宿町五 二十四

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十五年七月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## ロ 意見書提出先



# 告示

埼玉県告示第千四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー上福岡駒林店

埼玉県ふじみ野市駒林元町二丁目一番二十号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県上福岡市都市計画事業駒林土地区画整理事業区域内十七街

### 区 外

（変更後）埼玉県ふじみ野市駒林元町二丁目一番二十号

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十五年七月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー所沢椿峰店

埼玉県所沢市小手指南四丁目三十三番十二

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県所沢市第二椿峰土地区画整理事業区域内五 一街区（十六）  
外

（変更後）埼玉県所沢市小手指南四丁目三十三番十二

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十五年七月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十五年十一月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千四十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、平成二十五年四月九日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	埼玉県第 六八四号
肥料の種類	混合有機質 肥料
肥料の名称	K B S V
保証成分量（%） その他の規格	窒素全量 五・〇 りん酸全量 六・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり
生産業者の氏名又は 名称及び住所	株式会社コバヤシユ ニオン 東京都板橋区前野町 三丁目七番四号



# 告 示

埼玉県告示第千四十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六六四号	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料4 2号	窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十八 年二月十五 日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号
埼玉県第 六八一号	混合有機 質肥料	グリーン K B L	窒素全量 四・〇 りん酸全量 十二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十八 年二月四日	株式会社コバヤシ ユニオン 東京都板橋区前野 町三丁目七番四号

埼玉県第 六八〇号	混合有機 質肥料	グリーン K B M	窒素全量 四・〇 りん酸全量 十二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十八 年二月四日	株式会社コバヤシ ユニオン 東京都板橋区前野 町三丁目七番四号
埼玉県第 六七九号	混合有機 質肥料	グリーン K B S	窒素全量 四・〇 りん酸全量 十一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十八 年二月四日	株式会社コバヤシ ユニオン 東京都板橋区前野 町三丁目七番四号
埼玉県第 六五七号	混合有機 質肥料	マリン有 機281	窒素全量 二・五 りん酸全量 八・五 加里全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十八 年五月十日	兼松アグリテック 株式会社 茨城県神栖市東深 芝四番地七

埼玉県第 六一五号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料73 号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十八 年五月十四 日	朝日工業株式会 社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号
埼玉県第 六一六号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料87 号	窒素全量 八・〇 りん酸全量 七・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十八 年五月十四 日	朝日工業株式会 社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号
埼玉県第 六六五号	化成肥料	くみあい 有機入り 化成肥料 784号	窒素全量 七・〇 く溶性りん酸 八・五 く溶性加里 四・八 内水溶性加里 一・八 く溶性苦土 二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十八 年五月十四 日	朝日工業株式会 社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号



# 告示

埼玉県告示第千四十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六四六号	魚節煮かす	9・0魚節煮か す	窒素全量 九・〇	日本バイオ肥料株式 会社 静岡県磐田市前野二 二二六番地

## 告 示

埼玉県告示第千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

浅見恵美雄、浅見三須夫、浅見登久、浅見美恵、岩田宋一、大越源治、柿原合名会社、上林繁次、上林新太郎、上林長重、上林靖孝、上林依一、上林要太郎、黒澤尚、児玉清、小林銀平、齋藤昭人、齋藤久、齋藤実、佐々木孝子、島田謙治、白井玲子、高橋千枝子、秩父セメント株式会社、橋本清、濱田茂、平塚正明、松本正寿、三菱鉱業セメント株式会社

### 二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。  
ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二十五年農林水産省告示第二千九十一号（保安林の指定施業要件を変更する件）によること。

# 告 示

## 埼玉県告示第五十号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

株式会社イワテック	ハウスメッセ株式会社	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
岩田武	木下正行			埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目三十二番五号
				埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十七番地十

# 告 示

埼玉県告示第五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
現場写真作成装置用プリントパックの購入 4,500箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年5月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
有限会社北星堂 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番20号
- 5 落札金額  
49,598,325円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成25年3月19日

# 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 蓮田鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	北足立郡伊奈町大字小室字別所 三一八八番二地先から同郡同町 大字小室字別所三一四八番一 地	区 間
一八・〇〇～二九・五〇	一八・〇〇～二八・五〇	敷地の幅員 (メートル)
	二八五・一〇	延長 (メートル)
	平成十七年一月七日付 け埼玉県告示第三十七 号の道路予定区域の一 部変更である。	備 考

## 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一 夫

<p>蓮田鴻巣線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>北足立郡伊奈町大字小室字別所三 一四八番一地从り同郡同町大字 小室字別所三一四八番一地从りまで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年七月二十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長五三・三〇メートル</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月十五日

指令川建セ第二四〇〇九〇〇号

二 検査済証番号

平成二十五年七月十八日

川建セ第二五〇〇四八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字新宿三千七百二番七、三千七百二番十四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松山町二丁目一番二十六号 メゾン鈴木 A 一〇一

工藤 カツオ

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年七月一日

指令越建セ第二四〇〇三八一号

### 二 検査済証番号

平成二十五年七月十七日

越建セ第一八一―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東六百三十一番五

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町川端一丁目五番二十一号 アズベール一〇五号

芹川 歩

# 告 示

埼玉県病院事業告示第五十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

電動式移動棚（図書館書架、カルテ保管庫） 2組

### (2) 調達案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

### (3) 納入期限

平成25年12月5日

### (4) 納入場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地 埼玉県立がんセンター新病院

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

## 3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号  
埼玉県病院局経営管理課 入札担当 石野・柳  
電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）  
の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地  
埼玉県立がんセンター 新病院準備担当 深澤  
電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月6日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月5日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年9月6日（金）午前10時10分  
開札への立会いは不要とする。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）

を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年8月20日（火）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年8月19日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electric movement shelf(Library bookshelf, Medical record vault)

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., September 6, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., September 5, 2013)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男

## 1 工事概要等

### (1) 工事名

荒川右岸流域下水道終末処理場水処理系中央監視設備改築工事

### (2) 工事場所

埼玉県和光市新倉6丁目及び7丁目地内

### (3) 工事期間

契約確定の日から平成28年1月29日（金）まで

### (4) 設計金額

入札執行後に公表する。

### (5) 工事概要

#### ア 工事内容

水処理系中央監視設備改築工事 一式

#### イ 主な機器

C V C F 盤 一式

コントローラ盤 一式

機能増設 一式

### (6) 入札見積明細書の提出を求める一般競争入札

ア 本工事は、発注者が、応札者に入札見積明細書の提出を求める対象工事である。入札見積明細書は、入札金額見積内訳書と併せて提出するものとする。

イ 提出された入札見積明細書に疑義が生じた場合は、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

ウ 落札者は、入札見積明細書に記載した資材等に係る取引が確認できる資料（契約書等の写し）を埼玉県が指定する提出先に提出すること。

エ 見積を求める資材等については、別添の入札見積明細書記載品目とする。

## 2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県下水道局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（平成22年4月1日施行）に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。

## 3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17年10月1日施行）に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載す

る。

(1) アドレス

<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成25年7月23日（火）から平成25年9月3日（火）まで

4 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の貸与は、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所設備担当 電話048-466-9422（直通） ファクシミリ048-466-9418

イ 受付期間

平成25年7月23日（火）午前9時00分から

平成25年8月29日（木）午後5時00分まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成25年9月4日（水）までに郵送又は宅配便により上記4(1)アの場所に返却する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記5(2)に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵送）により提出すること。また、下記5(3)に示す期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。なお、提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システム又は郵送により提出した確認申請書及び提出受付期間の終期日時までにその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成25年7月24日（水）午前9時から平成25年8月12日（月）午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成25年7月24日（水）午前9時から平成25年8月14日（水）午後5時まで

(4) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等）により、資格がない旨は電子メール及び電話により平成25年8月21日（水）にそれぞれ通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成25年8月23日（金）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記7(2)に示す期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書、質問内容（題名、説明要求内容）には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成25年7月24日（水）午前9時から

平成25年8月5日（月）午後3時まで

（郵送の場合は、平成25年8月2日（金）必着のこと。提出期限後に到着した質問には回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成25年8月8日（木）までに電子入札システム上で掲



示する。電子入札システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

## 9 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

### (1) 入札書提出期間

平成25年8月30日（金）午前9時から平成25年9月3日（火）午後5時まで

### (2) 郵便による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

#### ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

#### イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

#### ウ 提出期間

上記9(1)のとおりとする。

### (3) 開札日時

平成25年9月4日（水）午前9時30分

## 10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業（以下「単体」という。）又は2者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県下水道局建設工事共同企業体取扱要綱（平成25年4月1日施行）（第10条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

## 11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が3千万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成22年度及び平成23年度に完成した埼玉県発注工事のうち、電気工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

単体又は特定企業体の各構成員は、電気工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記11(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成25・26年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成25年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成15年4月1日から本件入札の公告日までの間に、次のア又はイのいずれかにおいて、水処理施設（沈砂池、送風機又は主ポンプ設備を含む。）又は汚泥処理設備（濃縮設備、脱水設備又は焼却設備を含む。）に係る中央監視制御設備を含む電気設備（受変電設備、動力設備又は計装設備に限る。）の新設、増設、改築又は更新工事を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。

ア 全体計画処理水量50,000m<sup>3</sup>/日以上 of 下水道終末処理場

イ 全体計画処理水量50,000m<sup>3</sup>/日以上 of 浄水場

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、下水道終末処理場又は浄水場の水処理施設（沈砂池、送風機又は主ポンプ設備を含む。）又は汚泥処理設備（濃縮設備、脱水設備又は焼却設備を含む。）に係る中央監視制御設備を含む電気設備（受変電設備、動力設備又は計装設備に限る。）の新設、増設、改築又は更新工事において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記11(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、3千万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、2千5百万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、埼玉県下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成25年6月10日施行。以下「低入札要領」という。）第17条第2号の規定に基づき、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する建設業者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は

本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成22年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 経常建設共同企業体でないこと。

12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格となる。）。

14 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第171条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入

札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、下記14(2)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所総務担当 電話048-466-9410（直通） ファクシミリ048-466-9418

イ 依頼書提出期間

平成25年7月23日（火）午前9時から平成25年8月29日（木）午後5時まで

ウ 納付期限

平成25年9月3日（火）

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを下記14(3)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

イ 提出期限

平成25年9月3日（火）午後5時まで

(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参（下記14(4)ア(㊦)にあつては、郵送）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記14(4)ア(㊦)にあつては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記14(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記14(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成25年9月3日（火）午後5時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記14(3)アの提出先に同14(3)イに示す期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記14(3)アの提出先に同14(3)イに示す期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成25年10月31日（木）までの期間を含むこと。

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がある責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

## 15 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定に基づき、契約金額の100分の30以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（下記15(2)ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他下水道事業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

## 16 支払条件

(1) 前金払

する（その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、債務負担行為に基づく契約にあつては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、債務負担行為に基づく契約にあつては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

## 17 現場説明会

開催しない。

## 18 契約の締結に係る留意事項

落札決定から本契約までの間に下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

## 19 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時の入札に参加する者の立ち会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があると

きは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書及び入札見積明細書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、**3**回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵送等）で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札



- カ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
  - ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ケ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
    - (7) 入札者の押印のないもの
    - (イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの
    - (ロ) 押印された印影が明らかでないもの
    - (エ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
    - (オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
    - (カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
    - (キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
    - (ク) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの
  - コ その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (9) その他の注意事項
- ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。
  - イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

## 20 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における交渉の有無  
無
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約後の技術提案  
工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。
- (5) 埼玉県下水道局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成22年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17年10月1日施行）に基づき入札に参加すること。
- (6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

21 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

22 Summary

(1) Nature of Services Required:

Renovation of central water treatment monitoring equipment for the Arakawa Right Bank District Regional Sewage System

(2) Submission period for confirmation documents and materials:

9:00 am Wednesday July 24 through 5:00 pm Monday August 12, 2013

(3) Submission period for other important documents:

9:00 am Wednesday July 24 through 5:00 pm Wednesday August 14, 2013

(4) Bidding submission period by electronic bidding system and mail:

9:00 am Friday August 30 through 5:00 pm Tuesday September 3, 2013

(5) Date and time of bidding

9:30 am Wednesday September 4, 2013

(6) Contact information:

Large-Scale Construction Projects Group

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1 Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken

330-9301 Japan

Phone: 048-830-2743

Fax: 048-830-4915

# 雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県病害虫防除所長 相崎 万裕美

平成25年5月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果									備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	株式会社相原畜産	ちから	2.01	4.78	1.56	119	427	4.25	11.4	33.46		
	荒井正二	牛ふんたい肥	1.26	2.32	2.07	14	100	1.10	15.0	47.59		
	株式会社八廣園	ハッコー堆肥	0.52	0.28	0.49	35	87	1.33	24.9	48.91		
	有限会社東川口建設											
	有限会社千代田グリーン											
	町田延夫	町田有機	0.75	0.78	0.44	23	114	2.27	11.2	59.24		
	株式会社シタラ興産	畑の王子さま	2.63	2.09	1.21	57	105	4.94	10.1	29.50		
	株式会社紫蘇姫	剪定枝葉リサイクルたい肥	1.43	0.70	0.77	75	211	3.46	11.9	11.39		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

# 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十五年五月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十五年七月二十三日

埼玉県病害虫防除所長 相 崎 万裕美

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
エナーゼ産業株式会社 埼玉県長瀬町	H25.5.20 エナーゼ産業(株)本社工場 埼玉県長瀬町	大豆抽出液吸着飼料	ビターゼ 145	25.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	同上	ビターゼ	25.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
前田食品株式会社 埼玉県幸手市	H25.5.23 前田食品(株)幸手工場 埼玉県幸手市	ふすま	特ふすま(北海道産)	25.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	同上	特ふすま(埼玉県産)	25.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要												違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	加水 %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性塩基性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプトン消化率 %	T D N %	M E kcal/kg	その他の検査		
エナーゼ産業(株) 埼玉県長瀬町	H25.5.20 エナーゼ産業(株)本社工場 埼玉県長瀬町	ビターゼ 145	25.5														-
				19.0	5.0	0.05	0.71	2.4	3.0								
同上	同上	ビターゼ	25.5														-
				18.9	4.9	0.05	0.61	2.2	2.9								
前田食品株式会社 埼玉県幸手市	H25.5.23 前田食品(株)幸手工場 埼玉県幸手市	特ふすま(北海道産)	25.5														-
				15.6	2.8	0.05	1.01	6.6	4.6								

同上	同上	特ふすま(埼玉県産)	25.5													
				14.4	2.7	0.05	0.94	5.7	4.1							

- (注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。